

区長報告第四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和七年六月二十五日

港区長 清 家 愛

記

令和六年七月二十六日議決を得た工事請負契約（港区立御田小学校新築工事）の契約金額「九十三億二千八百万円」を「九十四億五千七万八千円」に変更する。